



第137号

岡本 朋子
KCCN 事務局

2025年度京都消費者問題セミナー「あなたをねらうネット広告！～悪質・巧妙な広告による消費者トラブルにまきこまれないために～」開催報告

1、行政と消費者団体のネットワークを活用した消費者問題セミナーを2025年度も開催

2025年10月23日(木)、オンラインで開催、72人が参加しました。

京都消費者問題セミナーは、消費者被害の事例と対策について広く啓発し、適格消費者団体の認知をはかることを目的に毎年開催しており、今年は18回目。

京都府くらしの安心・安全月間事業として実施。

主催は、京都府、NPO法人コンシューマーズ京都、適格消費者団体 NPO法人京都消費者契約ネットワーク(KCCN)、適格消費者団体 特定適格消費者団体 NPO法人消費者支援機構関西(KC's)、京都生協、京都府生協連で、京都市が後援する事業です。

2、テーマと開催内容について

このセミナーは毎年、主催団体より実行委員を選出して実行委員会を立ち上げ、企画について検討を重ねて開催をしています。今回のテーマは「あなたをねらうネット広告！～悪質・巧妙な広告による消費者トラブルにまきこまれないために～」です。

一般社団法人日本アフィリエイト協議会(JAO) 代表理事の笠井北斗さんを講師にお招きし、「あなたをねらうネット広告！～ターゲティング広告・ダークパターンの罠～」と題して、消費者トラブルの多いインターネット広告上のターゲティング広告、ダークパターンなど具体的な事例と見分け方、消費者が注意すべき点についてお話をいただきました。

デジタル化の急速な進展により、誰でも簡単に無料で写真、映像、情報が閲覧でき、時間をかけず効率的に自分のほしい情報を入手できるようになったことや、ユーチューバーやインフルエンサーが増えたように、個人でも広告を掲載し収入を得ができるようになったなどのメリットと、デメリットとしてネット広告による消費者トラブル被害・詐欺被害が急増、AI技術の悪用で偽動画やダークパターンが拡大、特に「美」や「金」に関するジャンルで被害が増加傾向にあることを紹介、また実際のダークパターンの手口や消費者が注意すべきポイントを分かりやすくお話をいただきました。

消費者としてできる対策として、ターゲティング広告は個人ごとに異なるため、①広告のスクリーンショット（スクショ）を必ず保存すること、定期購入などのトラブル防止にもスクショが有効②広告設定の見直しやアクティビティ管理を活用③トラブルにあつたら泣き寝入りせず、消費生活センターなどに相談、適格消費者団体へ情報提供するなど、消費者も積極的に行動・発信することが重要と話されました。

つづいて、適格消費者団体 京都消費者契約ネットワーク（KCCN）・増田朋記理事・事務局長（弁護士）より、テーマであるターゲティング広告・ダークパターンによる健康食品被害の差止請求事例とレスキュー商法の事例の紹介、適格消費者団体・特定適格消費者団体 消費者支援機構関西（KC's）・小林紀久子理事・事務局長からは、今年創立20周年を迎えたこと、事業者と消費者が意見交換や交流をする双向コミュニケーション研究会の案内を交えた活動報告がありました。

コンシューマーズ京都・下田唯理事が司会をつとめました。

3、まとめと感想

参加者からは、「インターネット広告の基礎やダークパターンについて、より理解が進みました。AIにより悪質な広告が作成されたり、どの企業の広告を流すのか選択したりと、本来便利で良いものであるものが、使う側のモラルによって悪いものにも捉えられるのは残念です。消費者側で出来る対応など、とても勉強になりました。定期的に消費者力を上げる学習をすることが大切だと感じました。」「団体からの報告については、今までにさまざまな事例に取り組まれておられ、とても心強いと感じました。差止請求事案などがもっと一般消費者にも周知してもらえる機会があればいいと思いました。」等の感想がありました。



一社) 日本アフィリエイト協議会
代表理事 笠井北斗さん



報告者への質問を交え交流

(2025年12月)